

会 議 録

1 会議名

第8回浦川原区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1)報告（公開）

ア 会長報告

- ・大浦安地域協議会正副会長会議の開催結果について

イ 委員報告

- ・中学生との意見交換会における魅力マップの受領式について

ウ 市からの報告

（報告なし）

(2)協議（公開）

- ア 浦川原区における平成31年度地域活動支援事業の採択方針案の協議について

(3)その他（公開）

- ア 次回の開催日時等について

3 開催日時

平成31年2月21日（木）午後6時30分から午後8時45分まで

4 開催場所

浦川原コミュニティプラザ 市民活動室4・5

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・委 員：五十嵐広美副会長、市村一雄、杉田和久、西山康博、福井克利、藤田宏経会長、
前島邦子、村松清、村松進副会長、和栗恵子
- ・事務局：浦川原区総合事務所大坪所長、長谷川次長、総務・地域振興グループ岩野グループ長、産業グループ山崎グループ長、建設グループ渡辺グループ長、市民生活・福祉グループ五井野グループ長、太田上席保健師長、教育・文化グループ渡邊グループ長、総務・地域振興グループ宮川班長、西條主事

8 発言の内容

【村松進副会長】

- ・藤田会長が所用により遅れることを報告。
- ・会議の開会を宣言。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しているので、会議が成立する旨を報告。
- ・出席者は10人。欠席委員は池田幸博委員、金子百合江委員。
- ・会議録の確認：福井克利委員に依頼。

【村松進副会長】

「2 報告」の「(1) 会長報告」だが、藤田会長が遅れてくることから、「(2) 委員報告」を先に報告させていただく。

私から、「中学生との意見交換会における魅力マップの受領式」について報告させていただく。

魅力マップの受領式だが3月13日(水)の午前8時40分から浦川原中学校1階多目的室で行われる予定である。

受領式には、実行委員長の私のほか、実行委員である池田幸博委員、西山康博委員、和栗恵子委員が参加する。

これに対して委員の皆さんから何か質疑等ないか。

(会場内から「なし。」の声)

このほかに、委員の皆さんから報告事項はないか。

(会場内から「なし。」の声)

次に「(3) 市からの報告」だが、報告する事項はあるか。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

特になし。

【村松進副会長】

それでは、「3 協議」に入る。「浦川原区における平成31年度地域活動支援事業の採択方針案の協議」についてであるが、前回の地域協議会において委員の皆さんからご意見を提出していただき、事務局から資料1のとおりまとめていただいた。

協議の進め方であるが、事務局から項目ごとに説明していただき、全体で協議した後に決定したいと考えている。

はじめに資料1の1/6ページの「1 スケジュール」について事務局から説明いただ

く。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

(資料1の1/6ページに沿って説明。)

今ほどの資料1を説明させていただいた中に、「事務局案」をお示しさせていただきました。

この「事務局案」については、委員の皆さんからのご意見をもとに事務局が整理したものであり、本日の協議するための題材として例示したものであるので、ご承知おき願いたい。

【村松進副会長】

それでは、「1 スケジュール」について全体協議に入る。

「事前相談」に対して委員の皆さんからのご意見は、「平成30年度同様」であった。これに対して委員の皆さんから意見等はないか。

(会場内から「なし。」の声)

それでは、「事前相談」について、「平成30年度同様」でよいか。

(会場内から「はい。」の声)

続いて「事前相談の周知」であるが、委員の皆さんからのご意見は、「平成30年度同様」と「防災行政無線による周知も必要」といった意見があった。

また、事務局案として「3月1日(金)に地域協議会だよりの全戸配布」と「防災行政無線による周知」と記載されている。これを含め委員の皆さんから何か意見等はないか。

【和栗委員】

事務局案の「3月1日(金)地域協議会だよりの全戸配布」と「防災行政無線による周知」に賛成である。

配布された文書であると、記事を見ない人もいると思われるので、4月1日(土)の募集開始前に、事前相談の開始について防災行政無線で周知していただくと良いのではないかと思う。

【村松進副会長】

ほかに委員の皆さんから意見等はないか。

(会場内から「なし。」の声)

それでは、「事前相談の周知」について、事務局案の「3月1日(金)地域協議会だよりの全戸配布」と「防災行政無線による周知」でよいか。

(会場内から「はい。」の声)

続いて「募集要項の配布」であるが、委員の皆さんからのご意見は、「平成30年度

同様」であった。これに対して委員の皆さんから意見等はないか。

(会場内から「なし。」の声)

それでは、「募集要項の配布」について、「平成30年度同様」でよいか。

(会場内から「はい。」の声)

続いて「募集期間」であるが、委員の皆さんからのご意見は、「平成30年度同様」であった。

また、事務局案として「募集期間は4月1日(月)～4月30日(火)」とし、「休日に提出する場合は、事前に連絡する」とある。これを含め委員の皆さんから意見等はないか。

(会場内から「なし。」の声)

それでは、「募集期間」について、「平成30年度同様」でよいか。

(会場内から「はい。」の声)

続いて「プレゼンテーション・審査」であるが、委員の皆さんからのご意見は、「平成30年度同様」であった。これに対して委員の皆さんから意見等はないか。

(会場内から「なし。」の声)

それでは、「プレゼンテーション・審査」について、「平成30年度同様」でよいか。

(会場内から「はい。」の声)

次に「2 追加募集」について、事務局から説明いただく。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

(資料1の1/6ページに沿って説明。)

【村松進副会長】

それでは、「2 追加募集」について、全体協議に入る。

委員の皆さんからのご意見は、「平成30年度同様」、「必要に応じて追加募集を行う。」、「チラシや防災行政無線で十分周知が図られているため、提案に十分な期間が設けられており、追加募集の必要はない。」であった。また、資料の5/6ページの追加募集についての検証結果に関しても関連があるので、委員の皆さんから意見等をいただきたい。

【市村委員】

浦川原区においては過去に追加募集を行ったことは無かったと思う。

また、各提案団体に追加募集に関して案内文書等も出していないと思うが、事務局に確認したい。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

過去において、浦川原区では追加募集は行っていない。毎年度、配分された補助金額を上回る提案があり、地域協議会での審査において配分額を下回った採択がなかった。そのため、個々の提案団体への追加募集等の案内も行っていない。

【村松進副会長】

そのほか、委員の皆さんから意見等はないか。

【杉田委員】

これまでと同様、必要により追加募集を行うということで良いと思う。追加募集を行わないことには反対であり、廃止してはいけないと思う。

【村松進副会長】

そのほか、委員の皆さんから意見等はないか。

(会場内から「なし。」の声)

それでは、「2 追加募集」については、「必要に応じて追加募集を行う」でよいか。

(会場内から「はい。」の声)

次に資料1の2 / 6 ページ「3 採択方針に関する事項」について、事務局から説明いただく。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

(資料1の2 / 6 ページに沿って説明。)

【村松進副会長】

それでは、「3 採択方針に関する事項」について、全体協議に入る。

まず、「1 優先して採択する事業」について、委員の皆さんからのご意見は、「平成30年度同様」と「採択方針をより分かりやすく表記することができないか」であった。

この意見により、事務局案として採択方針を分かりやすく表記するため、箇条書きに整理していただいている。

また、「2 その他の事業」については、委員の皆さんからのご意見は、「平成30年度同様」であった。

これらについて、委員の皆さんから意見等はないか。

(会場内から「なし。」の声)

それでは、「1 優先して採択する事業」は、採択方針を箇条書きにした事務局案とし、「2 その他の事業」については、「平成30年度同様」でよいか。

(会場内から「はい。」の声)

今、藤田会長がお見えになったので、ここで議事進行を交代する。

(藤田会長と進行の交代)

【藤田会長】

次に資料 1 の 2 / 6 ページ「補助率・補助金額」と「その他」について、事務局から説明いただく。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

「補助率・補助金額」については、4 / 6 ページの「提案団体の自立化に向けた取組は必要」及び「新規案件の掘り起こしに向けた取組が必要」と関連があるため、後段で説明することとし、「その他」のみ先に説明させていただく。

(資料 1 の 2 / 6 ページに沿って説明。)

【藤田会長】

事務局から説明があったとおり、「補助率・補助金額」については、4 / 6 ページで事務局から説明いただき協議をする。

それでは、「その他」について、全体協議に入る。

委員の皆さんからのご意見は、「平成 30 年度同様」と「予算書または決算書の提出を求める」があった。

また、事務局案においても、決算書の文言が加えられている。これについて、委員の皆さんから意見等はないか。

(会場内から「なし。」の声)

それでは、「予算書または決算書の提出」を求めることでよいか。

(会場内から「はい。」の声)

次に資料 1 の 3 / 6 ページの「採択方針に係る構成等の見直し」について、事務局から説明をいただく。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

(資料 1 の 3 / 6 ページに沿って説明。)

【藤田会長】

それでは、「採択方針に係る構成等の見直し」について、全体協議に入る。

はじめに、「採択方針に、地域で明らかに課題となっている事項をわかりやすく表現」については、2 / 6 ページの「3 採択方針に関する事項」と関連があり、先ほど、皆さんから決定していただいたとおりである。

続いて、「補助金の効果を広く地域に波及するため、事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業を原則として補助対象外に整理」について、委員の皆さんからのご意見

は「市の案及び見解に賛同」であった。

また、事務局案として、「提案団体の練習活動のための会場借上げ料やユニフォームなどの消耗品購入費などは、地域住民の生活や地域課題の解消に直接つながらないことから、提案団体の構成員にのみ事業成果が限られる事業は対象外とする。」と例示を挙げていただいた。これについて、委員の皆さんから意見等はないか。

(会場内から「なし。」の声)

それでは、「補助金の効果を広く地域に波及するため、事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業を原則として補助対象外に整理」について、事務局案のとおりでよいか。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

今ほどの「補助事業の成果が限られる事業」に関して確認したい。事務局案のとおり、提案団体の構成員に成果が限られる事業を補助対象外とするということで良いか。

例えば、事業そのものを補助対象外とするのか、対象経費を補助対象外とすることも可能であるので、今一度確認いただきたい。

【藤田会長】

もう少し具体的な例示で説明をお願いしたい。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

事務局案にあるように、「練習活動のための会場借上げ料やチームに所属する人しか着用しないユニフォームなどを購入する事業」について、事業全体を補助対象外とするのか、それとも、事業内にある経費のみを補助対象外とするのかを、今一度確認いただきたい。

【大坪所長】

補足させていただくが、例えば提案事業の中にユニフォームの購入費が計上されていた場合、ユニフォームの購入費が計上されているために提案事業全体を事業対象外とするのか、あるいは、提案事業の中のユニフォーム購入費だけを対象外とするのかを決めていただきたいということである。補助対象外の項目が入っている事業そのものを除外するのか、地域協議会で審査した中で対象とならない項目のみを対象外とするのかを、決めていただきたいということである。

【藤田会長】

委員の皆さんから意見等はないか。

【杉田委員】

事務局からの説明があったように、会場借上げ料やユニフォームなどの経費については

補助対象外で良いと思う。個人的に、こういった経費を補助対象外として提案事業を審査するといった具体的例は思いつかないが、提案事業そのものではなく、提案された経費を審査し補助対象外とするということで良いと思う。

【藤田会長】

このほかに、委員の皆さんから意見等はないか。

【福井委員】

1つの事業の経費等の中に地域課題の解消に資するものと、地域課題とあまり関係ないものが事業の中に含まれていた場合、地域課題の解消に直接つながらないものは認めない。しかし地域課題の解消に結びつく部分については認める。それを地域協議会の審査の中で決定するという事だと思ふ。

【藤田会長】

補助対象外とする経費については、具体的な例がないと分かりにくいと思う。要項の中においても、飲食に係る経費等は補助対象外であると規定されているが、実際に提案事業の審査の中で、我々がどう判断していくかということがポイントになると思う。

ここは曖昧にするということではないが、枠をきっちりと決めてしまうと大事な部分を捨てることのできなくなる懸念があると感じる。

補助対象外とする経費については、提案事業を審査する中で我々が判断していくということが良いか。

(会場内から「はい。」の声)

【大坪所長】

今ほどの協議を総合すると、募集の段階で提案団体の構成員に事業の成果が限られると認められる場合であっても広く募集を行い、審査の中で補助対象外とする経費を整理するという事だと思ふ。

【藤田会長】

そのとおりである。

続いて、「補助金の効果を直接地域に波及するため、地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業を補助対象外に整理」について、事務局から説明いただく。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

(資料1の3 / 6ページに沿って説明。)

【藤田会長】

それでは、「補助金の効果を直接地域に波及するため、地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業を補助対象外に整理」について、全体協議に入る。

委員の皆さんからのご意見は、「市の案及び見解に賛同」と「補助金の効果を直接地域に波及について、どの程度の規模で波及性があれば良いのかは規定が困難である。地域活動支援事業は住民目線で必要と思われる課題に対し柔軟に活用できる制度であることが望ましい」であった。

また、事務局案は「本事業を活用して購入した備品等の貸し出しを目的とした、提案団体による活動を伴わない事業は対象外とする」であった。

今、事務局から説明いただいたが、備品の貸出し等を目的に提案された事業をどう取り扱うかということである。

例えば、今年度の浦川原小学校後援会がジェットヒーターを購入した。今まで浦川原小学校にはジェットヒーターがなく、浦川原中学校にあるものを借用して卒業式等で使用させていただいていた。「市の案」によれば、これは補助対象外になるということだと思うが、これについて我々が干渉して良いのか。また、借用時に料金を取るということについては、常識的には許せることだと思っているが、委員の皆さんはどうお考えか。

【杉田委員】

藤田会長から事例を上げていただいたが、浦川原中学校同窓会の吹奏楽部への楽器貸与も該当すると考える。私の意見だが、事務局案の「本事業を活用して購入した備品等の貸し出しを目的とした、提案団体による活動を伴わない事業は対象外とする。」に賛成である。ただし、過去の事例を遡及するつもりはなく、平成31年度からの方針ということである。今後こういった事業が提案された場合は補助対象外として考えるべきではないか。

明らかに備品を購入して貸出すことを目的とすることは良くないが、浦川原中学校同窓会のような事例が出てくると非常に困惑するため、地域協議会の審査の中で皆さんと協議し決定したいと考える。

【西山委員】

地域活動支援事業の規定に、地域活動支援事業を活用して購入した物品の譲渡、貸与は認めないと定められていると思うが、今の杉田委員のお話を聞いていて、まさにこのことだと思った。再度、規定を確認してはどうか。

【藤田会長】

杉田委員の言われたことは、以前にも地域協議会で協議している。私は本来、このよう

な中学校の部活動に係る備品については、市が購入するべきだと考える。教育委員会が条例の改正などについて精査する必要があると思っている。

条例を改正する場合、上越市議会等で協議していただく必要がある。その結果を待っていたら、今現在困っている生徒の思いを反映できない。そのことを地域協議会で協議した結果、できる範囲で地域協議会が手を差し伸べる必要があると判断し、浦川原中学校同窓会の提案事業を採択した経緯がある。したがって、浦川原区地域協議会だけがこのような対応しているのではなく、形は違うかもしれないが全市的に実施していると考えて良いのではないか。

【杉田委員】

部活動に係る備品について、市が購入できないということは私も承知している。今、西山委員が言われたように、地域活動支援事業の規定の中で貸出しができないことになっている。購入した物品をその提案団体が活用せずに他の団体等へ貸出すということはナンセンスであり、その時点で成立しないと思う。

しかし、藤田会長の言われたように、やむを得ない事情も理解できる。したがって、基本的には反対であるが、事務局案にある「本事業を活用して購入した備品等の貸出しを目的とした、提案団体による活動を伴わない事業は対象外とする」といった内容は記載しないこともやむを得ないと思う。

【藤田会長】

例えば、以前の提案事業の事例に、特定非営利活動法人うらがわらスポーツクラブがうらスポマラソン大会の事業において、エアアーチを購入した。提案団体が、自己のためだけに使用するのではなく、うらがわらまつりでも利用する。リースで借りるよりもエアアーチを購入し、安価で貸出した方が経費はかからないと言われた。そのことを我々が審査の中で協議し採択した経緯がある。杉田委員から事務局案の内容を記載しないという意見でよいと思う。

【村松進副会長】

事務局案では「購入した備品等の貸出しを目的とした」とある。この「貸出しを目的」とは、「自分たちが購入した備品等を、自分たちでは使用せずに他団体に貸出す」という活動だと私は思う。

ジェットヒーターやエアアーチなど、地域活動支援事業を活用して購入した備品等については、本来、提案団体が主に使用するものであるが、他の団体等が使用したい場合、融通し合いながら活用することは当然であると考えます。

【藤田会長】

大変難しい問題だと思う。先ほども申し上げたとおり、貸し借りについて金銭が発生するという点に関しては我々の審査の対象外であり、西山委員の言われるように地域活動支援事業には規定があり、条件付きではあるが、きちんと遵守する必要があると考えるが、委員の皆さんの意見等はないか。

ただし、浦川原中学校へ貸与した楽器を他へ貸出すということは常識的にいっても考えられないので、そこは浦川原中学校同窓会や学校の先生方が学校内での調整はしていただけたらと思っている。こういったことは自主性にお任せして良いのではないかとと思っている。

【杉田委員】

私は、浦川原中学校同窓会が提案し採択された楽器を浦川原中学校以外に貸出すとは一言も言っていないので指摘させていただく。提案した団体が使用することが大事であるということである。

【福井委員】

浦川原中学校に貸与している楽器を、浦川原中学校同窓会の活動で使用していないのではないかと指摘であるが、これは浦川原中学校同窓会の活動であると考えます。

浦川原中学校同窓会の活動とは、生徒や母校を支援することであり、浦川原中学校同窓会が楽器を購入して演奏をしていないとしても、活動していないことにはならないと考える。浦川原中学校同窓会の活動は、中学校や生徒、母校を支援する活動であり、その活動の一環として部活動の備品が不足し、生徒が困り不憫な状態であるため、支援する必要があると感じて地域活動支援事業に提案した。したがって、浦川原中学校同窓会の活動であり、活動していないことには当たらないと考える。

もう一つ、西山委員の言われた地域活動支援事業の規定にある貸与できないことを事務局に確認した方が良いのではないかと。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

地域活動支援事業を活用して購入した備品の貸与についてであるが、地域活動支援事業に関するQ & Aに掲載されている。

掲載内容は、「補助金で購入したテント等を、短期間、他の団体へ貸すことは問題ありません。ただし、必要経費等の最低限度の金額を超えて有償で貸出しすることはできません」とあり、備品等を他の団体に貸与することは可能である。

【杉田委員】

私が地域協議会委員になる前に浦川原中学校同窓会が楽器を購入して浦川原中学校へ

貸与する提案を見た。

浦川原中学校同窓会会員の中に楽器を演奏する人がおり、楽器を購入して演奏活動や施設の慰問等を行うことや、浦川原中学校吹奏楽部で指導やセッション等の交流を行うものと思っていたが、地域協議会委員になり同様の提案があったが、そうではなかったと気づいた。

私としては、本来、事業提案した団体自らが使用するということが必要であると思うが、浦川原中学校同窓会や浦川原小学校後援会が提案した事業について、支援する活動として許容したいと考える。

【藤田会長】

このほか委員の皆さんから意見等はないか。

(会場内から「なし。」の声)

それでは、「補助金の効果を直接地域に波及するため、地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業を補助対象外に整理」について、地域協議会の審査の中でその都度採択の可否を議論することで良いか。

(会場内より「はい。」の声)

次に4 / 6ページの「提案団体の自立化に向けた取組は必要」、「新規案件の掘り起こしに向けた取組が必要」及び2 / 6ページの「補助率・補助金額」については、関連があるため、併せて事務局から説明いただく。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

(資料1の2 / 6ページ及び4 / 6ページに沿って説明。)

【藤田会長】

それでは、「提案団体の自立化に向けた取組は必要」、「新規案件の掘り起こしに向けた取組が必要」及び2 / 6ページの「補助率・補助金額」について、全体協議に入る。

まず、「提案団体の自立化に向けた取組は必要」について、委員の皆さんからのご意見は、「市の案及び見解に賛同」と「支援は最大3年間とするなど、制限を設けてはどうか」であった。

また、「新規案件の掘り起こしに向けた取組が必要」について、委員の皆さんからのご意見は、「4年目から補助率を下げてはどうか。ただし、区全体にわたる事業などは例外とする」、「1年目100%、2年目80%、3年目以降70%~50%の補助率とする。ただし、新規の事業提案の場合を除く」、「補助率を下げるのではなく、審査において提案内容を精査し適正に判断する」、「補助率を下げるのが、新たな事業を創出する誘因とな

るとは一概に言えず、地域や町内会からの提案が出るよう誘導する工夫が必要」であり、事務局案では、「同一団体から同一内容の事業が継続して提案された場合、4回目以降は、地域協議会で事業の必要性・発展性について十分に精査した上で、補助率の引き下げや採択の可否を判断し決定する」である。

これについて、委員の皆さんから意見等ないか。

【村松進副会長】

事務局案が記載されており、委員の皆さんからのご意見も集約されていて、段階的に補助率を下げるとあるが、今までどおり補助率は下げない方が良いのではないかと考える。

【藤田会長】

事務局案については、委員の皆さんからのご意見で、「1年目100%、2年目80%、3年目以降70%～50%」を受けてのことだと思う。村松進副会長の意見は、この部分については、今までどおり、提案事業の内容を審査して採択を決定するということである。

そのほか、委員の皆さんから意見等ないか。

(会場内から「なし。」の声)

それでは、「提案団体の自立化に向けた取組は必要」及び「新規案件の掘り起こしに向けた取組が必要」については、補助率の見直しを行わず、今までどおり地域協議会での審査において決定することとし、「補助率・補助金額」については、「平成30年度同様」で良いか。

(会場内より「はい。」の声)

続いて4/6ページの「その他の見直し」について、事務局から説明いただく。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

(資料1の4/6ページに沿って説明。)

【藤田会長】

それでは、「その他の見直し」における「各区で基準を明確にするとともに、基準の案として特定科目に係る事業費上限割合制を導入」について、全体協議に入る。

委員の皆さんからのご意見は、「市の案及び見解に賛同」、「修繕費、工事費、備品購入費に相当する経費については、補助金の上限を1/2にしてはどうか。ただし、年に数回しか使用しない備品については、リース対応を原則とする」、「ハード事業は1回の支援で完了するケースが多く、ソフト事業は提案が継続する傾向にあるため、上限割合制の導入は必要」であった。

また、事務局案として「提案事業の補助対象経費のうち、備品購入費及び整備費(修繕

費や工事費)に相当する経費は、補助金総額の1/2を上限とする」であった。

私から意見を述べさせていただくと、事務局案では「備品購入費及び修繕や工事などの整備費について、補助金総額の1/2を上限とする。」とある。1/2と補助金額を定めおらず、例えば100万円の備品購入の場合、50万円が上限となり残りの50万円は提案団体の自己資金から捻出することになる。

新規に設立された団体の場合、自己資金から捻出することは難しく、自己資金が潤沢な提案団体にあっては、1/2も補助することになることから、バランスのとれた補助が行えないと想定できる。補助金総額の1/2を上限に設定することで審査の上では処理しやすいことは間違いないが、現実に即しているかどうかは疑問である。

【村松進副会長】

私も藤田会長の意見に賛成である。

新規に設立した団体は、修繕費や備品購入等に困って地域活動支援事業を活用するのであり、そこに対して補助金総額の1/2しか補助しないとした場合、事業提案を諦めてしまう団体が出てくる。私は、今までと同様に地域協議会の審査の中で協議し、決定する方が良いのではないかと考える。

【藤田会長】

村松進副会長からは、事務局案よりも、「平成30年度同様」という意見である。そのほか、委員の皆さんから意見等はないか。

(会場内から「なし。」の声)

それでは、「その他の見直し」における「各区で基準を明確にするとともに、基準の案として特定科目に係る事業費上限割合制を導入」について、平成30年度と同様に、地域協議会の審査の中で協議し決定することで良いか。

(会場内から「はい。」の声)

次に5/6ページの「市の補助制度を優先する制度設計に見直す必要がある」について、事務局から説明をいただく。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

説明の前に、遅くなったが資料の訂正をお願いする。3/6ページ以降、左側の枠内網掛け部に「平成30年度」と記載されているものを「市の案及び見解」と訂正していただきたい。

(資料1の5/6ページに沿って説明。)

【藤田会長】

それでは、「市の補助制度を優先する制度設計に見直す必要がある」について、全体協議に入る。

委員の皆さんからのご意見は、「市の案及び見解に賛同」、「原則、市の補助制度を優先することが望ましいが、制度設計として固めることは、支障がある」、「地域協議会による審議の結果、市の補助制度の適用が困難であると判断された場合は、地域活動支援事業の対象事業としても良いのではないか」であった。

また、事務局案として、「提案事業が市類似補助事業の補助要件に合致していた場合、対象外とする」である。

これについて、委員の皆さんから意見等はないか。

(会場内から「なし。」の声)

それでは、「市の補助制度を優先する制度設計に見直す必要がある」について、事務局案のとおり「提案事業が市類似補助事業の補助要件に合致していた場合、対象外とする」で良いか。

(会場内より「はい。」の声)

続いて、「市で行う事業の認識が各区で認識が異なっているため取扱いに違いが生じている」について、事務局から説明いただく。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

(資料1の5 / 6ページに沿って説明。)

【藤田会長】

それでは、「市で行う事業の認識が各区で認識が異なっているため取扱いに違いが生じている」について、全体協議に入る。

委員の皆さんからのご意見は、「学校備品は市の予算で整備すべきものだが、地域の要望を挙げても市の予算がつかない現状があるため、地域課題の解消に資するかどうかを地域協議会が判断し採択を決定する」、「部活動にかかる経費は、教育との線引きが困難である。地域活動支援事業で採択されたとしても、市ではメンテナンス経費を予算計上しないため、慎重に審議する必要がある」であった。

私の意見を述べさせていただくが、事務局から説明があったとおり、市の施設の整備や備品等の購入については、補助対象外とすべきであると考えます。

これについて、委員の皆さんから意見等はないか。

(会場内から「なし。」の声)

それでは、「市で行う事業の認識が各区で認識が異なっているため取扱いに違いが生

じている」にある「市で行う事業」については、事務局から確認の説明があったとおり補助対象外として取り扱うこととする。

次に6 / 6 ページ「提案団体との関わりの強い委員がその事業の審査に関わるのかの判断について、全市的に共通するルールを設定することが適当」について、事務局から説明いただく。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

(資料1の6 / 6 ページに沿って説明。)

【藤田会長】

それでは、「提案団体との関わりの強い委員がその事業の審査に関わるのかの判断について、全市的に共通するルールを設定することが適当」について、全体協議に入る。

委員の皆さんからのご意見は、「多少のリスクは生じるが、現状の取扱いで問題ない」、「過去に同様な場面があったが、その都度判断しており、問題はないと思うが、整理は必要である」、「団体の構成員である委員は、審査に加わることはできないとしてはどうか」、「団体の代表者である委員は、審査に加わることはできないとしてはどうか」であった。

また、事務局案として2案が提示されており、案 は「地域協議会委員が提案団体の構成員である場合、当該事業の審査を行う前に、当該委員を除く全委員で協議し決定する」、案 は「地域協議会委員が提案団体の代表者である場合、当該事業の審査に加わることはできない」であった。

これについては、公正な審査を行うということについて配慮されたものであり、委員の皆さんの意見等はないか。

【市村委員】

我々地域協議会委員は、提案団体に関わるか関わらないかを問わず、冷静に公正に判断するのが前提である。提案団体に関わるからといって、提案事業の審査から除外される必要はないと考える。

【藤田会長】

そのほかに意見はないか。

【杉田委員】

私は事務局案の案 が良いと思う。

私の持論であるが、地域協議会委員として、意見を述べる際、私情や主観が過度に入ることには良くない。そもそも地域協議会委員は地域、いわば浦川原区の中においてさらに狭い地域の代表であり、そういった心情をもって私は地域協議会委員を務めさせていただ

ている。したがって、私はこの地域活動支援事業の審査において、第三者委員会のようなことをしると言われてもできないため、提案団体の代表者である場合は審査に加わらない方が良いと思う。

【藤田会長】

このほか、委員の皆さんから意見等はないか。

【村松進副会長】

これについては、難しい問題であると考えます。

私は地域協議会委員が提案団体の構成員や代表者であっても、地域協議会での審査において特段高い点数をつけるとは思わないため、外す必要はないと考えます。

【藤田会長】

そのほか、委員の皆さんから意見等はないか。

私の意見だが、今年度、私の住む熊沢町内会が事業提案させていただいた際、私も審査に加わった経緯がある。

また浦川原区の場合、毎年、浦川原区への補助金配分額を超過する事業提案があり、補助金希望額の減額を各提案団体をお願いしている。

地域協議会での審査においては、委員の皆さんから厳正に審査をしていただいていることから、事務局が例として示した案のように束縛しなくても良いのではないかと考える。

以前、有島町内会において屋外拡声器を設置する提案があり、その当時の委員から「審査に加わりたくない」との申し出があった。委員から自主的に審査を辞退したいということであれば、その都度、地域協議会で審査に加わるか否かを協議すればよいのではないかとと思う。

それでは、市村委員及び村松進副会長の意見は同じであり、杉田委員、協議の採決はとらないが、地域協議会委員が提案団体に関連する場合であっても、審査から除外しないということで、了解いただきたいが、よろしいか。

【杉田委員】

仕方がないと思うが、提案団体の代表者が審査に加わるのは良くないと思う。

【藤田会長】

ご意見として伺う。

それでは、「提案団体との関わりの強い委員がその事業の審査に関わるのかの判断について、全市的に共通するルールを設定することが適当」について、地域協議会委員が提案団体の構成員や代表者である場合、地域協議会の審査において、その都度、審査に加わる

か否かを協議することとして良いか。

(会場内から「はい。」の声)

続いて「検討を進め、実施を図る事項」の「備品については、耐用年数分の状況把握が必要」について、事務局から説明をいただく。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

(資料1の6 / 6ページに沿って説明。)

【藤田会長】

それでは、「検討を進め、実施を図る事項」の「備品については、耐用年数分の状況把握が必要」について、全体協議に入る。

委員の皆さんのご意見は、「市の案及び見解に賛同」、「市で取扱いを統一してほしい」であった。

これについて、委員の皆さんの意見等はないか。

(会場内から「なし。」の声)

それでは、「検討を進め、実施を図る事項」の「備品については、耐用年数分の状況把握が必要」については、引き続き事務局や市で検討を進めていただきたい。

最後に「本事業の周知を強化する必要」の「周知・募集の方法」について、事務局から説明いただく。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

(資料1の6 / 6ページに沿って説明。)

【藤田会長】

それでは、「本事業の周知を強化する必要」の「周知・募集の方法」について、全体協議に入る。

委員の皆さんのご意見は、「現状の取扱いで問題ない」、「公民館活動団体、社協関係団体に対する情報提供も必要ではないか」、「地域、団体のリーダーの意識改革と啓発を促す工夫が必要」、「日頃から提案団体の把握に努め、積極的な広報活動が必要。事業提案の際に団体の規約の添付が必要となっており、この事業を敷居の高いものに行っていると感じる。小さな組織が少額の補助を受けられるような手軽さが必要ではないか」であった。

これについて、委員の皆さんから意見等はないか。

私の意見だが、これについてはケースバイケースで考えればよいのではないかと。提案事業の受付時に事務局から説明があり、地域活動支援事業が開かれた補助制度だとしても、規約のない団体が補助金という税金を使うわけにはいかないと。思う。

事前に事務局へ相談していただき、ルールに則った上で事業を提案していただくよう各団体に意識付けしていただきたい。

しかし残念ながら町内会からの事業提案が出てくるのが非常に少ないといった問題もある。

委員の皆さんから意見等ないか。

【村松進副会長】

藤田会長の言われたケースバイケースではあるが、規約のない団体は提案できないと考える。

【藤田会長】

そのほか、委員の皆さんから意見等はないか。

(会場内から「なし。」の声)

それでは、「本事業の周知を強化する必要」の「周知・募集の方法」については、「平成30年度同様」として良いか。

(会場内から「はい。」の声)

最後に全体を通して意見はないか。

(会場内から「なし。」の声)

次に「4 その他」で「(1) 次回の開催日時等について」である。開催日については3月3日(日)午後1時30分から地域活動支援事業報告会を開催し、報告会終了後に第9回地域協議会を開催したい。

最後になったが、「2 報告」の「(1) 会長報告」として「大浦安地域協議会正副会長会議の開催結果」について報告させていただく。

これは大浦安地域協議会の会長、副会長が輪番制で開催しており、2月7日(水)に開催した。

議論のテーマとして出たものは、鳥獣対策について地域協議会で何か手を打たなければならないのではないかという話であった。これについては我々が知識を持ち合わせていない部分もあり、その議論が集中した非常に有意義な話し合いであった。

鳥獣対策として電気柵を設置して追い払うだけでなく、根本的な対策をしなければならぬ、それを3区の地域協議会でテーマとして取り上げ協議し、再度、大浦安地域協議会正副会長会議で摺り合わせを行うこととなった。改めて浦川原区の実情を把握した上で委員の皆さんからも協議していただく資料を提供させていただきたいと考えている。

次に、浦川原区の正副会長として、この会議に行政からも加わっていただければどうか

と提案させていただいた。結果として大島区、安塚区からは反対であるという意見であった。その理由は、浦川原区総合事務所が産業グループ、建設グループの集約先であり大島区及び安塚区の全てを把握され、意見が通らないのではないかといったことであった。大浦安地域協議会正副会長会議として、自由な立場で協議し、それぞれの地域協議会で審議することで、意見の摺り合わせを行い、一本化した提案をすべきであるという意見であった。

これについて大坪所長の意見をお聞きしたい。

【大坪所長】

3区の正副会長のお話であり、行政の考えを最初に聞いてしまうよりも、皆さんの率直な意見交換で整理をし、提案していきたいということで理解した。そのご意見に従うまでである。浦川原区総合事務所が3区内の全てを把握していると思われることであるので、全て把握できるように今後も事務を進めていきたいと考える。

【藤田会長】

最後になるが、「4 その他」について、他に何かあればお願いします。

(会場内から「なし。」の声)

【藤田会長】

それでは、これで第8回浦川原区地域協議会を閉じる。

9 問合せ先

浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL : 025-599-2301 (内線 305)

E-mail : uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。